

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第8条の規定に基づき、愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業（以下「本事業」という。）の民間事業者を選定したため、同法第11条の規定に基づき、客観的な評価の結果について、別添のとおり公表します。

平成31年3月13日

愛知県知事 大村 秀章

別添

愛知県営鳴海住宅 PFI 方式整備事業

客観的な評価の結果

平成 31 年 3 月

愛知県

目 次

| | | |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 事業の概要について | 1 |
| (1) | 事業名称..... | 1 |
| (2) | 事業に供される公共施設の種類 | 1 |
| (3) | 公共施設の管理者 | 1 |
| (4) | 事業目的..... | 1 |
| (5) | 事業方式..... | 1 |
| (6) | 本事業の対象となる施設 | 1 |
| (7) | 事業範囲..... | 2 |
| (8) | 事業期間..... | 3 |
| 2 | 事業者の選定経過及び選定結果 | 3 |

(別添資料1) 事業提案の概要

(別添資料2) 愛知県営鳴海住宅 PFI 方式整備事業審査講評

1 事業の概要について

(1) 事業名称

愛知県営鳴海住宅 PFI 方式整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

県営住宅（付帯施設等を含む。）

(3) 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

(4) 事業目的

愛知県（以下「県」という。）では、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えることのある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところです。

県営鳴海住宅 0 街区については、平成 23 年度から建替事業を進めてきましたが、今回その最終段階となる北区域の整備に着手することとしました。

整備にあたっては、老朽化した既存住棟等を、民間のノウハウを活用して低廉で良質な高層化した住棟へ建替を行うとともに、安心で活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指しています。

このため、本事業においては、PFI 法第 8 条第 1 項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された者が、事業用地内において建替住棟等を整備することにより、県営住宅ストックを安心で活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新することを目的とします。

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施し、特定事業者が、既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転する BT（Build Transfer）方式により整備を行うものです。

(6) 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は以下の施設とします。

ア 整備対象施設

(ア) 県営住宅

(イ) 付帯施設等

・敷地内通路

・駐車場

・自転車置場

・児童遊園

・植栽植樹

- ・共用倉庫（建替住棟の階段下）
- ・ごみ置場
- ・消防水利・消防活動空地
- ・電気室等

イ 解体・撤去施設

既存住棟等

(7) 事業範囲

特定事業者が実施する事業範囲は以下のとおりとします。

ア 事業計画の策定に関する業務

イ 県営住宅整備業務

(ア) 事前調査業務

- ・測量調査
- ・地質調査
- ・周辺家屋調査
- ・電波障害調査
- ・PCB 含有調査
- ・アスベスト含有材など使用状況調査
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・既存住棟等の解体撤去工事
- ・既存住棟等の解体撤去に関する工事監理
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 建替住棟等の整備に関する業務

- ・建替住棟等の基本設計・実施設計
- ・建替住棟等の建設工事
- ・建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・設計・建設住宅性能評価の取得
- ・住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託
- ・化学物質の室内濃度測定
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) その他県営住宅整備業務の実施に必要な業務

- ・本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続
- ・近隣対策・対応（地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査・対策等）
- ・完成確認、所有権の移転及び引渡し
- ・瑕疵担保検査の実施
- ・社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・会計実地検査受検の支援
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間（既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の整備、所有権移転及び引渡しが完了するまでの期間）は、平成 31 年 3 月から平成 34 年 1 月までとします。

2 事業者の選定経過及び選定結果

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札により実施しました。

平成 30 年 10 月 15 日に入札公告を行い、平成 30 年 11 月 14 日までに 1 応募グループから参加書類の提出があり、提出された参加書類をもとに、県は入札説明書に記載する参加要件及び資格要件等の具備を確認しました。

平成 30 年 12 月 14 日に入札を執行し、1 応募グループから入札書が提出され、入札価格が予定価格の範囲内であったため、事業提案書を受理しました。

県は、本事業を実施するにあたり、公正性、透明性及び客観性を確保して事業者を選定するために愛知県営鳴海住宅 PFI 方式整備事業に関する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、入札参加者から提出された提案書類について、事業者ヒアリングを行い、詳細に及ぶ質疑を行うなど、落札者決定基準等に基づき慎重な審査が行われました。

その結果、平成 31 年 1 月 7 日、麦島建設グループ（企業名は委員会に伏して審査）を最優秀提案者に選定しました。

県は、委員会における審査結果の報告に基づき、平成 31 年 1 月 22 日に麦島建設グループを落札者（落札金額及び落札者の構成は下表のとおり）として決定しました。

なお、本事業の委員会における検討経緯・評価内容は、別添のとおり「愛知県営鳴海住宅 PFI 方式整備事業審査講評」（別添資料 2）としてまとめられ、平成 31 年 3 月 8 日に委員会より報告を受けています。

落札金額

| | 麦島建設グループ |
|-----------|----------------|
| 入札価格（税抜き） | 1,632,400,000円 |

落札者の構成

| 落札者 | 構成企業名 | 役割分担 |
|----------|------------------|------|
| 麦島建設グループ | 株式会社麦島建設 | 代表企業 |
| | 株式会社ユニー | 構成員 |
| | 株式会社ハクセイ | 構成員 |
| | 株式会社市川三千男建築設計事務所 | 構成員 |